

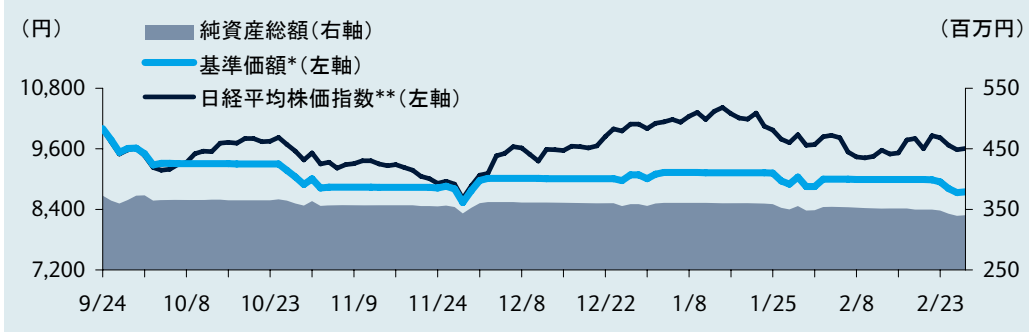
TOM 運用日本株式ファンド

追加型投信／国内／その他資産

ファンドの特色

ユーロ円債への投資を通じて、実質的にパークレイズ・キャピタルの日本株式 TOM 運用に基づく運用を行います。パークレイズ・キャピタルの日本株式 TOM 運用は、歴史的に上昇傾向が観察される月末から月初にかけてのみ日経平均株価指数に投資することで、わが国の株式市場を上回るリターンを獲得を目指します。月末から月初の期間を除いては、円 LIBOR(ロンドン銀行間取引金利)に連動する短期資金運用となります。

基準価額と純資産総額の推移



* 1 万口あたりの基準価額です。

** 日経平均株価指数は 2009 年 9 月 24 日を 10,000 として弊社が指数化し計算したものです。

基準価額と純資産総額

	1 月 29 日	2 月 26 日	前月比
基準価額*	8,850 円	8,748 円	-102 円
純資産総額	3.5 億円	3.4 億円	-0.1 億円

* 1 万口当たりの基準価額です

騰落率*

	1 ヵ月	3 ヵ月	6 ヵ月	1 年	3 年	設定来
騰落率	-1.2%	-0.2%	-	-	-	-12.5%

* 騰落率は各月末営業日で計算しており、課税前分配金を含めた基準価額のデータを用いて計算しています。

* 騰落率は各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。従って、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

分配実績

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算日	-	-	-	-
分配金	-	-	-	-
分配金累計	0 円			

上記は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。分配金は 1 万口当たりの金額です。

運用コメント

当ファンドは前月に引き続き、主要投資対象であるパークレイズ銀行発行のユーロ円債を高位に組入れ、月中を通じて高位の比率を維持しました。この結果、当ファンドの 1 ヵ月の騰落率は 1.8% の下落となり、パークレイズ・キャピタルの日本株式 TOM 運用のパフォーマンスと同程度の下落幅でした。なお、日経平均株価指数は、景気回復期待を背景に上昇したものの、月央より円高による企業収益圧迫などの不安材料が出てきたことから、3.3% の下落となりました。

2010 年 2 月の日経平均株価指数への連動期間ごとに見ると、月初の連動期間(2 営業日間)では 1.3% 上昇した一方、同月末の連動期間(4 営業日間)では、3.0% 下落しました。

ファンド概要

作成基準日

2010 年 2 月 26 日現在

運用会社

パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン株式会社

設定日

2009 年 9 月 24 日

当初設定価格

1 口 = 1 円

お申込手数料

3.15% (税抜き 3.00%) を上限として販売会社が決定する料率とします。

信託財産留保額

解約申込日の翌営業日の基準価額の 0.40%

信託報酬等

年率 0.987% (税抜 0.940%) を信託財産の純資産総額に乗じて得た額

取得・解約のお申込単位

取得: 1 口以上 1 口単位または 1 円以上 1 円単位として販売会社が決定する単位

解約: 1 口以上 1 口単位

決算日

毎年 3 月、9 月の各 20 日 (休業日の場合は翌営業日)

取得・解約のお申込みの取り扱い

原則として毎営業日

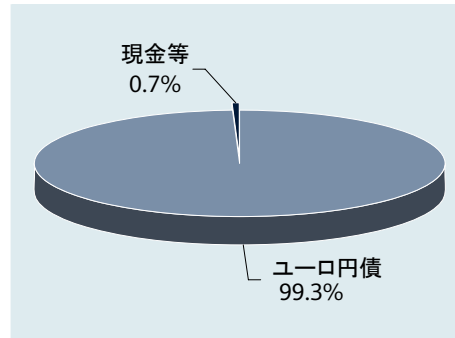
収益分配方針

毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。

ISIN コード

JP90C0006J83

運用資産構成比



運用資産構成比は純資産総額に対する評価額の割合で、小数点以下第 2 位を四捨五入して表示しています。

詳しくは、次ページお申込みメモをご覧ください。

TOM 運用日本株式ファンド

追加型投信／国内／その他資産

ファンドの主なリスク（お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）		
基準価額変動リスク	有価証券の価格変動リスク	当ファンドが投資するユーロ円債は、日経平均株価指数および円金利インデックス（英国銀行協会発表の円 LIBOR スポット・ネクストと同等のパフォーマンス）の組み合わせであるパークレイズ・キャピタルの日本株式 TOM 運用の変動によって、価格が変動します。したがって、日経平均株価指数の下落等によりユーロ円債の価格が下落することで、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
	流動性リスク	当ファンドが投資するユーロ円債は仕組債であり、同一の発行体が発行した債券の組入比率が高位に保たれません。したがって、発行体の信用リスクが顕在化した場合には、ユーロ円債の売買ができなくなることや価格が大幅に下落することにより、当ファンドの取得申込みや換金申込みの受け付けを中止することや、基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
	信用リスク	当ファンドが投資するユーロ円債の発行体の破綻や財務状況の悪化、および発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資したユーロ円債の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。
	その他	イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、組入有価証券等の売却を行わなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ロ. 当ファンドの信託財産をコール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、取引相手方の債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。
換金性が制限されるリスク		信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求が制限され、お申込みの全額を解約することができない場合があります。また、以下のような場合には、ご換金に制限を設けることがあります。金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者のご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

お申込みメモ（お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）	
信託設定日	平成 21 年 9 月 24 日（金）
信託期間	約 10 年（平成 31 年 9 月 20 日（金）まで）
お申込価額	申込日翌営業日の 1 口当たり基準価額（当初申込期間：1 口当たり 1 円）
お申込単位	原則 1 口以上 1 口単位または 1 円以上 1 円単位（当初 1 口＝1 円）として、販売会社が決定する単位によります。
収益の分配	毎年 3 月、9 月の各 20 日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。なお、第 1 計算期間は平成 21 年 9 月 24 日から平成 22 年 3 月 23 日までとします。
クローズド期間	設定日から平成 21 年 10 月 9 日（金）まで、および平成 31 年 9 月 2 日から償還日（平成 31 年 9 月 20 日）まで。
ご換金価額	申込日翌営業日の解約価額（基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額）
ご換金単位	1 口以上 1 口単位
繰上償還	信託財産の純資産総額が 5 億円を下回った場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを繰上償還することがあります。
収益分配金支払	決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

TOM 運用日本株式ファンド

追加型投信／国内／その他資産

手数料等の概要（詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

申込手数料	お申込価額に 3.15%(税抜き 3.00%)を上限として販売会社が決定する率を乗じて得た額
信託報酬	純資産総額に年率 0.9870%(税抜き年 0.9400%)の率を乗じて得た額
その他の費用	当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の管理費用として、当該ユーロ円債の元本に対して年率 0.5%程度の率を乗じて得た額／信託財産に関する租税／信託事務の処理等に要する諸費用／組入有価証券の売買時の売買委託手数料等／外国における資産の保管等に要する費用等／ファンド監査費用 等
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	1口につき基準価額に 0.4%の率を乗じて得た額

※ お申込手数料、信託報酬およびその他の費用(国内において発生するものに限ります。)については、消費税および地方消費税相当額を含みます。

※ その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※ 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

課税関係	ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。収益分配金(普通分配金)の額ならびに解約差益および償還差益は、課税の対象となります。
------	--

※ 税制が改正された場合等は前記の内容が変更になることがあります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

ファンドに関するお問い合わせ

パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1986 号
 加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会
 電話番号: 03-4530-2410 受付時間: 営業日の午前 9 時～午後 5 時(休日のときは午前 9 時～正午)

委託会社および受託会社

委託会社	パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1986 号 加入協会: (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会
受託会社	住友信託銀行株式会社 (再受託会社: 日本トラスティサービス信託銀行株式会社)

販売会社一覧（投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先）

商号等	加入協会		
	日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問協会	(社)金融先物取引業協会
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第 6 号	○	
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第 5 号	○	
新潟証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 128 号	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 21 号	○	
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 143 号	○	○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第 29 号	○	
ひまわり証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 150 号	○	○
前田証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第 5 号	○	
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第 14 号	○	
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第 7 号	○	
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 185 号	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 199 号	○	○

当資料をご利用にあたっての注意事項

本資料は、パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン株式会社(以下、「BCFS JAPAN」と称します。)が商品案内等に関する情報の提供を目的として作成したものであり、投資信託の勧誘を目的としたものではありません。本資料に含まれる情報は、BCFS JAPAN が各種の情報源から取得したものです。その情報の正確性および完全性について表明または保証するものではありません。また、本資料に記載された意見等は、本資料作成時におけるBCFS JAPAN の見解であり、今後予告または通知なく変更されることがあります。本資料を使用することにより生ずる直接または間接のいかなる種類の損失に対しても、BCFS JAPAN およびその関連会社(以下、「パークレイズ」と総称します)ならびにパークレイズの役員(本資料の作成または発行に関わった者を含みます。)は責任を負いかねます。投資の決定や判断は、お客様ご自身でなさるようお願いいたします。本資料は、日本国居住者でありかつ関連する法令等により投資信託等有価証券に係るお取引が制限されていないお客様のみを対象としております。本資料の著作権は BCFS JAPAN に帰属しております。BCFS JAPAN の事前の書面による許可なく本資料を複製、転用等することは、形態の如何を問わず禁じられています。